

## 宮城の認知症をとともに考える会【講演会】

- 第1回(H14) 1部・宮城の痴呆ケアの実践と課題／2部・身体拘束をしないケアとは(上川病院 田中とも江先生)
- 第2回(H15): 痴呆ケアの質について(痴呆の心理社会的ケア 高橋誠一先生)
- 第3回(H16): 痴呆性高齢者のケア(痴呆性高齢者のターミナルケア 山崎英樹)
- 第4回(H17): 高齢者の尊厳を支えるケアとは何か(認知症高齢者のこころの病理 浅野弘毅先生)
- 第5回(H18): 認知症の予防を考える(認知症の予防 須貝佑一先生)
- 第6回(H19): 行動障害が目立つ認知症を考える(認知症の精神症状と行動障害 池田学先生)
- 第7回(H20): 認知症の人の心により添う(認知症の人の心により添う 加藤伸司先生)
- 第8回(H21): 認知症ケアとまちづくり(認知症の理解と地域連携 高橋智先生)
- 第9回(H22): 認知症ケアとはなんだろう(認知症の症候学とケア 長浜康弘先生)
- (H23は震災のため休会)
- 第10回(H24): その時、認知症の人は、そして認知症ケアは一東日本大震災の教訓と復興に向けてー(3・11で試されたことーケアの本質を考えるー 山崎英樹)
- 第11回(H25): オレンジプラン ～やっと始まる『本気』の認知症地域ケア～(我が国のこれからの認知症施策について 粟田主一先生)

- 第12回(H26): 認知症を生きる人たちが望む地域包括ケアー京都式と仙台モデルー(認知症の人にやさしいまちー京都の試み 京都文書からオレンジプランへー 森俊夫先生): シンポジストの1人として丹野智文さん)
- 第13回(H27/07/25): “わたし”から始まる認知症サポート(“わたし”から始める認知症サポート 川村雄次さん)
- 第14回(H28/07/23): わたしたちが出会い、語り、発信するということ(認知症の人の想いから見た医療・ケア 高橋幸男先生) 対談: 丹野智文さん×曾根勝一道さん)
- 第15回(H28/11/13): 認知症とともによく生きる旅へ ～丹野智文さんで行った渡英報告会～(林真由美さん)
- 第16回(H29/07/08): 認知症と生きる人の自己決定支援を考える(「自己決定と自立支援」のための複眼的視点 ～認知症とともに生きる人の声を聴きながら～ 町永俊雄さん) ディスカッション: 丹野智文さん(おれんじドア)、大橋洋介さん(仙台市弁護士会)、小湊純一さん(宮城県ケアマネ協会)。
- 第17回(H30/02/03): 惑星直列3講演「認知症の人の権利」と「認知症にやさしい社会」そして「よりよく生きる」とは ～認知症新時代を拓くオピニオンリーダーが一挙に集う奇跡～ (「認知症の人の権利」と「認知症にやさしい社会」を考える 町永俊雄さん) / (今なぜ「認知症にやさしい社会」なのか 川村雄次さん) / (認知症とともによく生きる 木之下徹先生)
- 第18回(H30/06/18): 惑星直列3講演 第二弾「認知症でもできること」から「認知症だからこそできること」へ ～経験専門家としての当事者が拓く認知症新時代～ (認知症の人への心理的支援と診断後支援におけるピアカウンセリングの位置づけ 大塚智文先生)
- 第19回(H30/07/07): 惑星直列3講演 第二弾「認知症でもできること」から「認知症だからこそできること」へ ～経験専門家としての当事者が拓く認知症新時代～ (認知症の本人とあなたが拓く新時代 ～権利への気づきとパートナーシップ～ 特別対談: 藤田和子さん×丹野智文さん)

- 第20回(H30/07/21): 惑星直列3講演 第二弾「認知症でもできること」から「認知症だからこそできること」へ ～ 経験専門家としての当事者が拓く認知症新時代～ (認知症は、予防より備えだ！ ～認知症を前向きに生きるためのピアサポート～ **渡邊康平さん・渡邊昌子さん・威能洋一さん**)
- 第21回(H31/04/13): 「認知症フレンドリー社会と希望宣言、そして**認知症基本法**を考える」(認知症フレンドリー社会 **徳田雄人さん**) 鼎談: 認知症とともに生きる希望宣言(**永田久美子氏・丹野智文氏+片倉さん+星さん**) / ディスカッション: 認知症フレンドリー社会と希望宣言、そして**認知症基本法**を考える(**町永俊雄氏**)
- 第22回(R01/05/22): RBA(Rights-Based Approach, **権利**ベースのアプローチ)の理解を深めよう(**林真由美氏**)
- 第23回(R01/07/06): 認知症を生きる本人が活躍する認知症フレンドリーなまちづくり (認知症ケアから当事者が社会をケアする時代へ ～空気を変える～ **前田隆行氏**) / シンポジウム: 認知症を生きる本人が活躍する認知症フレンドリーなまちづくり(**丹野智文さん×11人の経験専門家**)
- (R2はコロナのため休会)
- 第24回(R3/12/18): 私たちが考える認知症とともに歩む「まち」のつくり方 第1部『新型コロナウイルス感染症と地域共生社会』～あらためてwithコロナ、アフターコロナを考える～ 演者1「認知症とともに歩む地域包括ケアの課題とこれから」(**長純一氏**) 演者2「コロナ時代に考える認知症の力(ちから)」(**町永俊雄氏**) 第2部『**認知症条例**は共生社会を作ることができるのか?』シンポジスト1「和歌山県御坊市の条例策定、何が変わったのか」(御坊市市民福祉部介護福祉課 **谷口 泰之 氏**) シンポジスト2「世田谷区の策定までの道のり～市民目線からの提言～」(世田谷区在住ノンフィクションライター **中澤 まゆみ 氏**) シンポジスト3「認知症当事者から見た認知症条例」(おれんじドア/認知症当事者ネットワークみやぎ代表 **丹野 智文 氏**)
- 第25回(R5/02/18)「**その人の権利から考える認知症条例**」:【講演第一部】**丹野智文さん**「認知症の人が、なぜ怒るのか」 **若生栄子さん**「より良く暮らすために、自らの権利に気づこう」【講演第二部】**荒川陽子さん**「ともに生きている喜びを共有する地域づくり」 **石田一也さん**「認知症条例って必要ですか?」

# 御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例

**市民の役割**

市民は、認知症及び認知症とともに生きていくことの理解を深め、認知症になっても自分らしくより良い暮らしができるための「備え」をしておくように努めます。

また、市民は、認知症の人が様々な場面や場所において、日常的に社会参加及び社会参画ができるよう、配慮することに努めます。

**事業者の役割**

市内の事業者（企業や商店等）は、認知症の人が安心して自らの意思や力に応じて働くことができるよう、その人の特性に応じた配慮を行うよう努めます。そのため、認知症とともに暮らしていくことに関する知識や対応力を深めます。

また、事業者は、認知症の人が暮らしに欠かせない必要なサービスや支援を安心して利用できるようにも環境づくりに努めます。

**関係機関の役割**

医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等において認知症の人の支援に携わる機関は、認知症の人が安心して暮らすことができるよう、それぞれの機能が連携し、協働して必要な支援を行うように努めます。

**認知症の人が本人たちの言葉でつくった条例**

「やさしい」だけじゃない  
条例作成ワーキングチーム結成当初は「認知症にやさしいまちづくり条例（仮）」という名前でしたが、本人たちから「やさしいという言葉は、守ってもらうイメージ。私たちは支えられる、守られるだけの立場ではない。これからは一緒に地域をつくっていく仲間なんだ」との声から「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」となりました。

すべての意識に認知症の人が出席し、また地域で暮らす認知症の人たちにも様々な意見を聞きました。それらのプロセスをまとめたもので、以下のQRコードからダウンロードしてください。




作成プロセス 条例本文

御坊市市民福祉部介護福祉課  
〒644-8686  
和歌山県御坊市南350番地  
電話 0738-23-5851（直通）  
Fax 0738-23-2550

**御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例**

認知症の人が支援される一方ではなくより良く暮らし活躍できる御坊の実現を



スターチスの花言葉  
「変わらぬ心」  
「途絶えぬ記憶」  
「永久不変」

スターチスは御坊市出荷量日本一の花です

御坊市  
～こぼろ総活躍のまちづくりプロジェクト～  
2019年4月

条例作成ワーキングチーム結成当初は「認知症にやさしいまちづくり条例（仮）」という名前でしたが、本人たちから「やさしいという言葉は、守ってもらうイメージ。私たちは支えられる、守られるだけの立場ではない。これからも一緒に地域をつくっていく仲間なんだ」との声から「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」となりました。

# 御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例

平成31年4月施行

- **本人の役割**：認知症の人は、暮らしやすいまちを築くために、**自らの希望、思い及び気づいたことを、身近な人、市、関係機関等に発信**します。また、**地域の一員として、自らの意思により社会参加及び社会参画**します。
- **市民の役割**：認知症及び認知症とともに生きていくことへの理解を深め、**認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるための備え**をしておくよう努めます。



## 認知症は怖くないです。



- **仕合せの会**を紹介され、毎月通うようになりました。夫に車で送っていきと言われますが、一人で行きます。会場まではバスと地下鉄を乗り継ぎます。バスに乗り遅れたり、地下鉄の降りる駅を間違えたり、苦勞もありますが、それも楽しみです。
- 現在は、**月2回、認知症のピアサポーターとして認知症当事者との交流会を実施**しています。そこではたくさんの人との出会いがあります。認知症の話は特にしません。雑談をする中で自然に認知症の話になることもあります。しかし、困った話をするよりも、楽しい話や自分の話をするようにしています。そうすると、「あんたのいる日にまたくる」と言われるととても嬉しいですし、一緒に来たご家族も笑顔になっていきます。
- **認知症になっても怖くないです**。最近では地域の講話会に講師として招かれることがあります。認知症になったからこそ新たな場所に行けて、新たな出会いがたくさんあるのだと思います。認知症は怖くないです。

## 大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例

平成29年12月制定

### ・市民の役割

- ・市民は、高齢者に限らず、誰もが認知症になり得ることを認識し、**認知症に関する正しい知識を入手し、その理解を深めるよう努めるものとする。**
- ・市民は、**日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、市、事業者、地域組織、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。**



認知症予防に脳活  
楽しくトレーニング!

190531 日経プラス10

「認知症」の発症を“減らす”“遅らせる”

82歳

認知症になってからでは遅いので  
ならないように自分で考えて努力するのが大切

# 1910 JDWG 期待と要望

## 認知症基本法案に関する 認知症の私たちからの期待と要望

私たちは認知症になってみて、社会にはさまざまな認知症バリアがあり、それらによってあたり前に暮らしていく権利や生きる力が損なわれていく数多くの体験をしています。同時に、それらのバリアをなくしていくことで、認知症になってからも尊厳と希望をもって、地域社会の中で自分らしく、心豊かに生きていける可能性がたくさんあることも実感しています。

認知症基本法は、この先数十年に渡る日本の認知症施策や国民の認識・行動の礎となるものであり、認知症とともに今を暮らしている私たち、そしてこの先、認知症になるたたくさんの人たちやこれからの時代を生きていくすべての人たちが、共に希望を持って暮らしていける活力ある社会を築いていくための未来志向の法が誕生することを、切に期待しています。

日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）は、「認知症とともに生きる希望宣言」に基づき、認知症基本法案に関して、以下の3点を要望します。

2019年10月  
一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ  
代表理事 藤田和子

### 認知症基本法案に関する認知症の私たちからの要望

1. 目的、理念の筆頭に「人権」の明記を  
～国民の一人として、あたりまえに暮らす権利があることを全ての根幹に～
2. 「予防」を「備え」に変え、全国民が認知症に希望をもって向き合うための法に  
～「予防」という語を目的や理念からなくし、国施策の一条項の位置づけに～
3. 都道府県及び市町村の推進計画策定の「努力義務」を「義務」に  
～どこに住んでいても、認知症とともに希望を持って生きていくために～

- 1. 目的、理念の筆頭に「人権」の明記を
  - 国民の一人として、あたりまえに暮らす権利があることを全ての根幹に。
- 2. 「予防」を「備え」に変え、全国民が認知症に希望をもって向き合うための法に
  - 「予防」という語を目的や理念からなくし、国施策の一条項の位置づけに。
- 3. 都道府県及び市町村の推進計画策定の「努力義務」を「義務」に
  - どこに住んでいても、認知症とともに希望を持って生きていくために。

## 世田谷区 認知症とともに 生きる希望条例 2020年10月施行

この条例では4つの視点を大切にしています

- ① いままでの認知症の考え方を変える。
- ② みんながこの先の「そなえ」をする。
- ③ ひとりひとりが希望を大切にしあい、ともに暮らすパートナーとして支えあう。
- ④ 認知症とともに今を生きる本人の希望と、あたりまえに暮らせること（権利・人権）をいちばん大切に。



## 2302 JDWG 「認知症共生社会を実現」する基本法の立案を

緊急提案

2023年2月14日

「認知症共生社会を実現」する基本法の立案を  
ともによく生きる未来志向の基本法への期待と要望

一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ  
代表理事 藤田和子

基本法は、この先長きにわたって、国民や認知症施策の方向性を導く羅針盤となると思います。長年をかけて多くの人たちが試行錯誤や議論を重ねてようやく実現に向けた「認知症共生社会」の実現を、さらに着実に、未来に向けて力強く牽引するための法になってほしいと強く期待しているところです。時代を逆行させるような法にならないよう危機感をもって、以下3点を提案します。

### 1. 基本法の目的・理念に、「認知症共生社会の実現」と人権の明記を

○認知症は、非常に多くの病気がきっかけとなって、「生活上の困難が生じている状態」の総称であり、私たち認知症の本人は、百人百様の生活・人生を歩んでいます。

○私たちは、これまでの歩みの中で、認知症についての見方も含め地域社会の環境がよりよく変われば、病気があっても、病状が進みゆく中でも、自分らしく幸せに暮らせる可能性が大きいことを体験とともに実感しています。

○医学や技術が進んだとしても、超高齢化が進む日本では、認知症になることは避けて通れない現実です。「希望をもって自分らしく暮らせる共生社会の実現」のための基本法をつくるのが、今と未来の国民全体の幸せと社会の活力につながる合理的な考え方だと思います。

○諸外国の本人たちとの交流を通じて、その考え方の重要性を強く感じています。先進国では、もはや医学モデルを脱却して、人権をベースにした社会づくりが進められています。世界に先駆けて超高齢化が進んでいる日本こそ、基本法の目的と理念に、「立場や世代を超えてともに認知症共生社会を実現すること」を掲げ、入としてあたり前のこと(人権)が守られる社会をつくることを明記していただきたいです。

### 2. 基本法の名称は「認知症共生社会基本法」に

○基本法の名称自体が、民衆学習すべての国民に、法の目的や理念のポイントをPRすることになり、これまで長年の議論を踏まえて、名称を熟慮・決定すべきです。

○もし「認知症基本法」とされてしまえば、いかに中身で響きこんだとしても、「症状等への対策に関する法」「症状等に注目することが、今後の国の重要テーマ(人々共生は埋没)」という、極めて前時代的なメッセージが国民に流布され、進むべき社会のあり方を逆行させかねません。

○基本法の名称は、目的・理念を国民すべてに、一目で伝えているために「認知症共生社会基本法」とすべきだと考えます。

### 3. 日本全国、どこで暮らしていても本人参画で、地域共生を実現可能にする基本法に

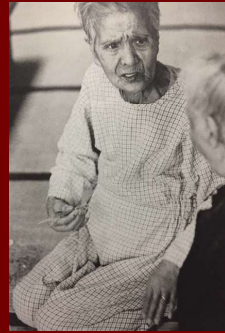
○どんなに立派な内容が法に書かれても、私たちが暮らす全国の自治体や地域での実現が困難であれば、紙に描いた餅の基本法になってしまいます。

○少子高齢化が進み、地域の担い手や医療・介護等の人材不足、お金の不足が、地方のまちでも都会地でも深刻です。一部のモデル的な地域や先端技術につながれた人だけの法ではなく、どの自治体や地域であってもそこで暮らす本人が、参画しながら、希望をもってともに生きていくための地域社会づくりを実現可能にする基本法を、強く望みます。 以上

- 1. 基本法の目的・理念に、「認知症共生社会の実現」と人権の明記を
- 2. 基本法の名称は「認知症共生社会基本法」に
- 3. 日本全国、どこに暮らしていても本人参画で、地域共生を実現可能にする基本法に

## 第25回 宮城の認知症をとともに考える会記念WEB講演会

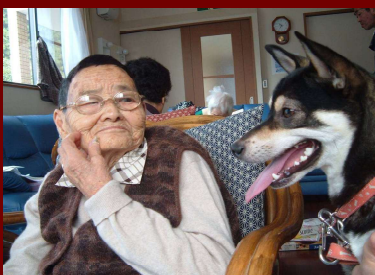
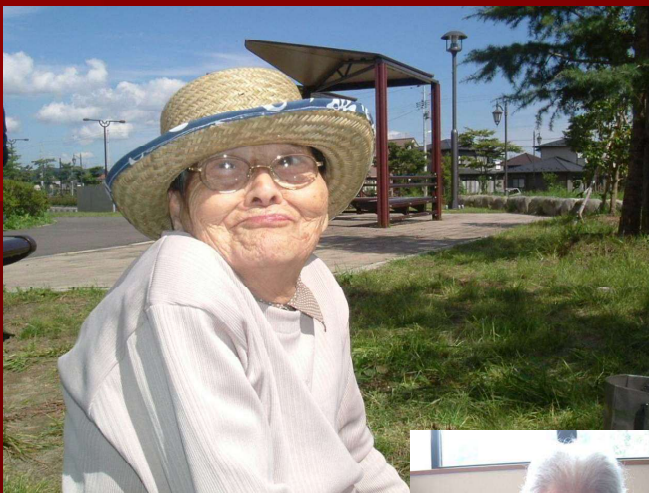
# その人の**権利**から考える認知症条例



賢治画



田邊順一『老い—貧しき高齢化社会を生きる—』(平凡社, 1985)









## 2016年9月 スコットランドへの旅

### ■ Living well with dementia

- ジェームズ、アグネス、ヘンリー
- ウェンディ、フラニ、スチュアート...

### ■ ピアサポート

### ■ **Rights** based approach



# 明治時代に、日本に入ってきたことば

## ■ 愛、美、芸術、自由、個人、社会…

## ■ 権利

– Rights

– 権利、権理、通義

– 1864年に中国語訳された『万国公法』に「権利」の訳語があり、これが漢字文化圏に広がった。権は「力」であり、「権利」は人や国が求めて当然の「利」を守る「力」といった意味である。求めて当然の「正しさ」を本義とする英語の right に、もともと「力」や「利」の意味は含まれていない。そのため、「権利」は誤訳であるとさえいわれるが、西洋列強が力にまかせて利を奪っていった当時のアジアの時代状況こそが right に「力」と「利」の現実的な解釈を与えたのだと言う。

– 1898年(明治31年)に明治民法が公布されると「権利」は法律用語としても確立する。しかし、それまでは「権利」とともに「権理」が一般にも使われていた。

19

## 権理通義

### ● 福澤諭吉：學問ノスヘメ



- 天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず(初編)
- 人と人との釣合いを問えばこれを同等と言わざるを得ず。ただしその同等とは有様の等しきを言うにあらず、**権理通義**の等しきを言うなり。(二編)
- 凡そ人とさえ名あれば、富めるも貧しきも、強きも弱きも、人民も政府も、その**権義**において異なるなしとのことは、第二編に記せり。二編にある**権理通義**の四字を略して、ここには唯**権義**と記したり。何れも英語の『ライト』という字に当る(三編)



序

自由の擔保なくんば自由危く權利に保險なくんば權利危しとは、是れ西哲の確言なり、然れ共國政の振興混沌朦朧の中に彷徨する時代に於ては、此僅々たる數語も容易に其實行を見る事能はず、實に其實行を見る事能はざるのみならず自由を縛束せられ權利を侵害せらるゝ事あり、豈に悲しからずや、我國の爲政家茲に見る所あり、專制の弊政を打破して、立憲代議の政を施し、民の自由權利をして、毫も縛束せしめず、侵害せしめざるを勉む、吾人國民たる者宜しく太平の謳歌を奏して可なり、若し夫れ吾人の自由を縛束し、吾人の權利を侵害する者あらば、速かに之を責め、之が罪を謝さしむ可し、彼の相馬家騒動の事たるや、其罪誰に歸すべきものぞ、若し相馬子

昨夜東風雨始晴  
梅花  
狗耳一子將生  
金衣  
公子出遊  
五種得乾  
坤第一劫

主澤多公解孝  
禮を賦古人言  
五方五土國佐也

爵の自由を縛束し、**権理**を侵害せし者ありとせば、其縛束を爲し侵害を爲したる者を、盡く責めざるを得ざるなり、之を責むる所以のものは、獨り相馬子爵の**自由**、**権理**を擔保し、保險するに止まらざれば、一般人民の**權利**消長に關し、此の如き罪者、責むべきものとす、之を責むるの道如何、曰く言ふ可くして容易、求む可らざるものあるを奈何せん、

頃日錦織剛清君、其著す所の一稿を送りて、是非の評論を求む記するところ、君が相馬子爵の爲めに、前後十數年間、全力を擧げて盡したる顛末なり、余が相馬家の紛擾事件を耳にする久し矣、然りと雖も、事の是非を判する上に於ては、甲乙兩者の中、孰れを探らんか、未だ斷案を下すに苦む、唯た此稿を見るお及んで、君の耐忍の強くして能く、今日に至りしを歎賞す、其是非の判決に至りては、天下既に博覽の士、乏しからざれば、姑らく此人々に任せん、而已人の**自由**

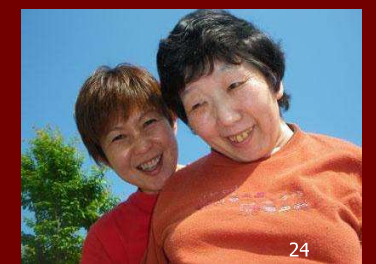
**権理**お關して、自己の性命財産を顧みず、以て全力を擧ぐる者、天下廣しと雖も、多く有る可しとも思はず、剛清君の言行見るべきもの、不尠、余一閱して、得るところあり、稿を戻すに當りて、則ち一言を卷首と題す、

壬辰八月病を大破に養ふ時、  
秃筆を勵ましつゝ、

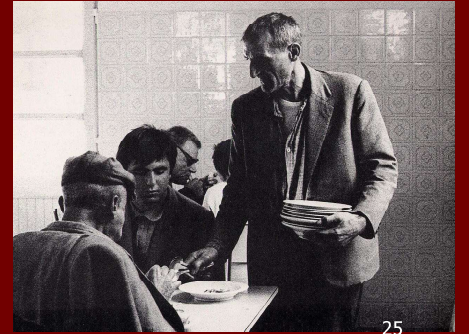
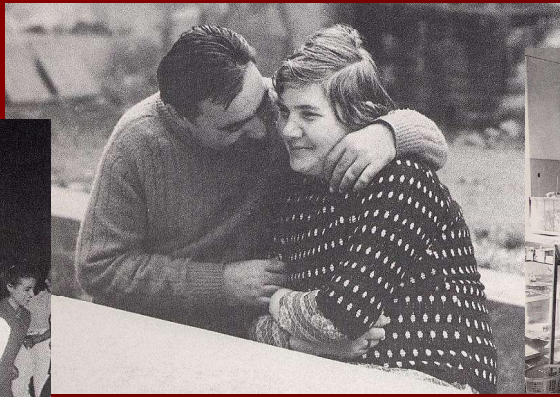
蚯蚓庵主人記す

明治の人々にとりて「**権理**は、自由や芸術と同じように、  
心惹かれる希望に満ちたことばであつたに違ひない。  
心躍らせて自由を感じ、芸術を感じるように、**権理**も本  
来は感じるものではなかつただらうか。」

三



# トリエステ



そこにRightsはあるんか



27

## 当事者＝人間の権利を発信していく人

- いままで私は、「認知症の症状から逃げ出すことができない人」「認知症と診断された人」のことを当事者だと考えてきました。しかしそれだけでなく、診断された本人が、暮らしていく中で、自分の意思によって自由に行動したり、要求することが当たり前としてできるのだということを社会に発信していく、「認知症に関して人間の権利を発信していく人」だと思えるようになりました。(はじめに、p9)

28

人格そのものに挑戦する無礼な不法、権利を無視し人格を侮辱するようなしかたでの権利侵害に対して抵抗することは、**義務である**。

それは、まず権利者の**自分自身に対する義務**である。—それは自己を倫理的存在として保存せよという命令に従うことにほかならないから。

それは、また、**国家共同体に対する義務**である。—それは法が実現されるために必要なのだから。



イエーリング：権利のための闘争．p49(岩波文庫、1982)

## JDF障害者権利条約パラレルレポート 特別委員会への意見表明 200302

- 1. **精神病院**に入れられると、拘束され、薬漬けにされてしまう認知症当事者が日本ではあまりにも多すぎる。
  - (調査によってあきらかにしてほしい)
- 2. 診断直後、**認知症という障害**の理解不足により偏見が生まれ当事者や家族も混乱してしまう。
  - (医師や家族が認知症を障害として理解する教育が必要)
- 一般社団法人 認知症当事者ネットワークみやぎ  
代表理事 丹野智文

JDF 障害者権利条約パラレルレポート特別委員会への意見表明
一般社団法人 認知症当事者ネットワークみやぎ 代表理事 丹野智文
現在、認知症の入達が施設に入所したり、精神病院に入院する時、当事者の意思を確認しないまま入れられている現実があります。 本人の意思に関係なく入れられているので認知症の症状ではなく怒ったり抵抗したりする当事者もいます。 そうすると精神病院では身体拘束や薬による抑制でよくなるどころか入院により悪化して亡くなる人もいます。 これは人権問題だと感じます。 精神病院や施設に入る時に本人の意思がどのくらい尊重されているのか、調査をお願いします。 今までもいろいろな認知症に関わる調査が実施されてきたが、アンケートなどはほぼ家族が答えてしまい実際の当事者の声は無視されてきた事実がある。 調査の際には当事者に直接話を聞いたり、入院させようとする家族の考えに影響されない人にアンケートを答えてもらうなど、いったん家族を切り離してやっていただかないと間違った調査になってしまう。 家族こそ当事者の理解が必要なのに、むしろ過干渉で当事者の自立を奪ってはいないだろうか。 家族は診断直後から心配でやり過ぎて当事者の力を奪っている事に気付いていない事が多いです。 医師の診断直後の家族への説明が不足し、それどころ間違った情報を流して偏見を植えつけるなど、適切な診断後支援が行われていません。 それで当事者も家族も混乱してしまうのです。 このような事から2つの事を伝えたい 1. 精神病院に入れられると、拘束され、薬漬けにされてしまう認知症当事者が日本ではあまりにも多すぎる。 (調査によってあきらかにしてほしい) 2. 診断直後、認知症という障害の理解不足により偏見が生まれ当事者や家族も混乱してしまう。 (医師や家族が認知症を障害として理解する教育が必要) 上記を一般社団法人認知症当事者ネットワークみやぎから要望します。

## JDF障害者権利条約 パラレルレポート特別委員会第32回会合 200324



## 日本の総括所見用パラレルレポート 日本障害フォーラム(JDF)

- 弱視者問題研究会
- 人工内耳友の会ACITA
- 全日本教職員組合
- ソーシャルハートフルユニオン
- DPI女性障害者ネットワーク
- 日本教職員組合
- 日本労働組合総連合会
- 認知症当事者ネットワークみやぎ
- ピープルファーストジャパン
- 発達障害当事者協会
- 第19条 自立した生活及び地域社会への包容
  - 2. 入所施設からの地域移行
    - e. 地域の医療提供体制がないために、医療的ケアを必要とする神経筋疾患のある約2000人の重度障害者が国立病院機構の筋ジス病棟(旧国立療養所)での生活を強いられていること。認知症のある人を含む精神障害者及びその他の障害者が医療法上の療養病床及び一般病床に多数、入院を余儀なくされていること。



## 日本の第一次報告書に対する最終見解

- 自立した生活及び社会的包摂(第 19 条)
  - 41. 当委員会は懸念を持って観察している。
    - (b)公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び**認知症を有する者**の施設入所の推進。特に、精神障害者の期限の定めのない入院の継続。
    - (b) The promotion of institutionalization of persons with psychosocial disabilities and **persons with dementia** in psychiatric hospitals, both public and private, and particularly the continuance of indefinite hospitalizations of persons with psychosocial disabilities;

## 日本の第一次報告書に対する最終見解

- I. はじめに
- II. ポジティブな側面
- III. 主な懸念事項と提言
  - A. 一般原則と義務(1~4 条)
  - 7. 委員会は懸念している。
    - (a) 障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関連する国内法制及び政策と本条約に含まれる**障害の人権モデル**との調和の欠如。
    - (b)より多くの支援を必要とする者及び知的障害者、精神障害者、感覚障害者の障害手当及び社会的包摂形態からの排除を助長する法規制及び慣行に亘る**障害の医学モデル**(機能障害及び能力評価に基づく障害認定及び手帳制度を含む)の永続。